

平成 21 年度

第 4 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 21 年 11 月 19 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

場 所：太子町役場 委員会室

太子町総務部 企画政策課

平成 21 年度第 4 回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 21 年 11 月 19 日(木)
場 所 太子町役場 2 階 委員会室
開 会 午後 1 時 30 分
閉 会 午後 3 時 30 分

2. 諮問事項

第 5 次太子町総合計画案について

3. 委員の出席者・欠席者

出席委員：朝生 一郎	佐々木 隆彦	井口 宏幸	飯田 慶子	廣橋 弘毅
首藤 正典	鳥井 文博	八幡 千鶴子	古賀 弘一	
欠席委員：藤室 義春	千古 佳樹			

4. 町出席者

町 長 首藤 正弘				
事務局及び説明員				
総務部長 佐々木 正人	企画政策課長 山本 修三			
副課長 五百井 真	係長 池田 誠			

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1.開 会

2.会長あいさつ

本日は、総合計画案を審議する最後の審議会となります。多くの案件が残っていますが、慎重なご審議をお願いします。

まず、11月9日に開催した第3回審議会での検討事項につきまして、事務局より報告していただきます。その後、本日の審議事項として、「政策7：憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり」「政策8：産業の活気あふれるまちづくり」「政策9：自治と連携による力強いまちづくり」の3点につきまして、審議をいたします。

その後、「諮問第2号：第五次太子町総合計画案について」について、本審議会としての答申を行います。

冒頭に申しましたとおり、審議案件が多数ありますが、慎重なご審議をよろしくお願いします。

3.議事録署名委員の指名

まず、最初に議事録署名委員を指名いたします。

太子町まちづくり審議会規則第4条第2項の規定に基づきまして、私の方から指名させていただきます。

議事録署名委員には、首藤 正典委員と鳥井 文博委員の両氏を指名させていただきます。後日、事務局がまとめた議事録について、誤りがなければ署名をお願いいたします。

4.欠席委員について報告

千古 佳樹委員から欠席届が提出されている旨、また井口 宏幸委員、藤室 義春委員が若干遅れる見込みである旨、事務局より報告

5.報告

廣橋会長： 第3回審議会での審議事項について、事務局の報告を求めます。

事務局： まず、36ページの政策・施策体系表について、「重点課題との関連を明記されたい」とのご意見をいただきました。これにつきましては、別添資料のとおり、サンプルを作成いたしました。この資料のように、重点課題と政策、施策の関係を明記したいと思います。サンプルは2種類あるのですが、最終的に編集する場合には、さらに検討を加えまして、より見やすい形に工夫いたします。

次に78ページ、子ども達の「遊び・学びの場」づくりについて、「公共施設のみではなく、住民など民間で行う『場づくり』への支援、連携を図られたい」とのご意見をいただきました。これにつきましては、「子育てしやすいまちづくり」の細施策3に、基本事務「住民との連携による『遊び・学び』の場づくり」を追加したいと考えております。「基本事務2」として追加し、それ以後の基本事務は、1番ずつ番号がずれる形で整理したいと考えております。なお、追加する基本事務の文章を読み上げますと、「地域団体やボランティア、NPOなど、住民が中心となって行う、子ども達の『遊び・学びの場』づくりの活動を支援する。」というものであります。

次に、93 ページの市街化区域の農地、低未利用地について、「利用前提の記載を改められたい」とのご意見がありました。これにつきましては、農地が持つ緑地、自然のうるおい、防災上等の機能にも配慮し、保全も視野に入れた文章としたいと思います。

具体的には、まず 92 ページの現状と課題の 1 点目、「市街化区域内農地が残存」との表現を削り、「農地と住宅が混在している地域もある」との文章に改めたいと思います。また 92 ページの細施策 1「合理的な土地利用の推進」中、基本事務 1 と基本事務 2 を統合し、以下のような文章にしたいと思います。読み上げますと、「市街化区域内における用途上の土地利用の適正化や建築物の規制・誘導、環境と調和していない低未利用地の利用推進等により、『住・職・学・遊』などの機能をまとめ、住環境と調和したコンパクトシティを推進する。また、市街化区域内のまとまりある農地については、自然のうるおいや緑化景観、防災上の機能等に配慮して保全も視野に入れつつ、面的整備の活用による良好な市街地形成に努める。」と改めたいと思います。この点につきましては、総合計画と同時平行で策定作業を進めている「都市計画マスタープラン」との整合を図ったものでもあります。また低未利用地の用語ですが、これも若干改め、「用途地域上、土地の有効利用が期待される地域にあるものの、その用途に応じた利用がなされていない場所」としたいと考えております。

次に「開発中心のハード事業を見直すべき」という、全体的なご意見をいただきました。総合計画では町が行おうとしている施策を記載しているため、都市計画に係る分野では、ハード事業を推進するような文章となっております。町としましても、環境との調和を図った事業執行は必要と考えており、総合計画案の記述でも、92 ページの「10 年後に目指す将来像」で「自然豊かな空間と都市空間が調和」としており、また全体の基調として、34 ページの重点課題においても「自然環境と調和したまちづくりを進める」としております。原案でもその基調は示されていると考えております。

なお、95 ページの 10 年後に目指す将来像の 1 点目に「渋滞のない円滑な道路網を形成」としているが、この施策で目指すところは、渋滞解消に加えて、道路の円滑な連絡による「スムーズな移動体系」の構築を目指すものであり、「渋滞のない」という言葉を削り、「スムーズに移動できる円滑な道路網の形成」に改めたいと思います。

廣橋会長： 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見がございましたら承りたいと思います。

前回の審議をうけて、事務局より修正内容についての報告があったのですが、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

廣橋会長： では、前回審議会の報告についてはこれまでとし、審議に移ります。

6. 審議

廣橋会長： 本日は「政策 7：憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり」から「政策 9：

自治と連携による力強いまちづくり」までであります。まず「政策7：憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり」について、事務局の詳細な説明を求めます。

事務局： この政策は、「憩い」「ふれあい」「心豊か」がキーワードであります。主に公園や広場の整備、生涯学習、歴史文化、芸術、観光の分野で構成しています。5つある施策について、一点ずつ説明させていただきます。

まず「施策1：憩い、ふれあいの場づくり」についてですが、これは公園や緑化、広場に関する分野です。全世帯アンケートの結果を見ますと、公園や広場に対するニーズの高さがうかがえます。それを踏まえて公園の整備を図ろうというのですが、まず「公園の新設」としまして、人口が集中している市街地内に都市公園を整備を図ることとしています。また、町の公園や自治会公園など既存の公園につきまして、「アダプトプログラム」の推進など住民の皆さんと連携・協働しながら、一層の活用推進を考えております。

緑化につきましては、現在でも「花と緑の会」の活動等がありますが、住民の皆さんの自主的な緑化活動を今後も支援させていただくとともに、駐車場の芝生化や屋上の緑化など、ハード面からの緑化も推進したいと考えています。また河川については、防災上の機能強化を図ったうえで、河川敷を活用した「自然と親しめる場」づくりを図ることとしています。

次に「生涯学習の推進」です。策定委員会でも議論になったのですが、これからの時代は、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を求める方が増えてくるのではないかと、その中で生涯学習に対するニーズは高まるのではないかと考えています。細施策は4つあるのですが、生涯学習は皆さんに自主的に学んでいただくものですので、学びの場、機会を提供させていただくとともに、情報も併せて提供していくことと考えています。また公民館については、本町は中央、地区館合わせて5館あるのですが、それらを生涯学習の拠点と位置づけ、より一層の活動推進を図ることとしています。

続きまして「歴史文化の再発見」についてです。歴史について考えるとまず「文化財行政」があるのですが、文化財の保全・活用と合わせ、歴史的なまちなみやお祭りなど、文化財を含めた広い意味での「歴史的遺産」を大切にし、それについて調べ、調べたことを情報発信していく、ということを考えています。それが細施策1の「調査・保存・活用」、細施策2の「情報発信」となります。

また歴史分野の拠点として、本町には歴史資料館があります。活動充実を図るとともに、資料館を中心として歴史に興味がある方に勉強していただき、勉強された成果を町内外に発信していただけるような、「歴史ボランティア」の育成を図りたいと考えております。

続きまして「芸術・文化の振興」です。本町には、文化会館、図書館、公民館、歴史資料館からなる「ふるさと文化村」という拠点、資源があります。その有効活用を図ろう、というのですが、今回特に検討しましたのが、今まで芸術・文化に親しまれていない方に対して働きかける、芸術・文化の素晴らしさを知っていただくような、機会づくり、鑑賞事業の創出を図ることを考えています。また、ふるさと文化村各施設の有機的な連携も図ろうというものであります。

次に観光振興について申し上げます。今までの観光といいますと、姫路城や日本三景など、いわゆる「名所」を見ていくようなものだったのですが、最近では見るだけではなくて体験する事業、例えば小学校の修学旅行で農村に赴き、農業体験をするような、「ツーリズム型観光」を楽しむ方々が増えていると思います。そういったニーズに対応しうるツーリズム型観光事業の推進を図ることとしています。しかし、ツーリズム型観光というのは行政のみで行うのは困難であります。体験する場の提供など、住民の皆さんとの協働が必要であり、連携・協働によって事業を進めていくこととしています。

廣橋会長： 事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

古賀委員： 「施策1：憩い、ふれあいの場づくり」でまちなみの緑化や河川周辺の親水空間整備が挙げられていますが、前回の審議会で、「緑化事業」として、道路の街路樹整備等を続けていってよいのか、との議論があったと思います。そういった点を踏まえると、「緑化」というものを見直すべき必要があると感じます。また、河川敷を利用した親水空間の整備ですが、河川敷も人の利用に任せて全て親水空間にする、というのはいかがかと思えます。行政も「全て緑化として整備する」との意図で文章を作られていないとは思いますが、「緑化」の名の下に、全て整備を進めるというのではなく、もう少し文章を検討していただきたいと思えます。

事務局： 古賀委員がおっしゃったように、河川敷の全てを親水空間として整備する、ということは意図していません。自然環境への配慮につきましても、今後10年間の8点の重点課題に挙げています。そういった要素を、この親水空間の記述においても明確にする、ということであれば、例えば「自然環境に配慮しつつ」などの言葉を追記することは可能だと思います。

緑化事業の推進につきましては、その手法は事業の実施の際に検討する必要があるかと思えます。「既にある『緑』を無くして、新しく『緑』を植える」ということではなく、「緑」を増やしていく意味での緑化は、今後考えていく必要があると思えます。ただ、「環境への配慮を明確にすべき」とのご意見であれば、文章の検討をしたいと思えます。

廣橋会長： 「自然環境への配慮」を含めるという事務局の回答でしたが、いかがでしょうか。全体の方向性として「緑化」という字句を使っているとの説明でしたが。

古賀委員： 考え方はそれで結構だと思います。この文章が総合計画として町民に伝わり、10年間の方針として残るわけですので、文言としまして、たとえば104ページの「基本的な方針」、第2段落の「河川周辺についてはレクリエーション性の高い親水空間として、整備と活用を進める」の文章中に、「自然との調和を考えた上で」や「必要な場所に限り」など、少し譲歩するような言葉を追記していただきたいと思えます。

事務局： 後ほど時間をいただいて、追記する方向で調整いたします。

鳥井委員： 公園に関連して申し上げますが、10年程前に石海地区に公園を整備する、という話がありました。絵図面もあり、我々も他所まで見学に行ったりしたのですが、まだ整備されていません。我々の住んでいる地域は土地が低く、防災マップでも浸水危険地域として青く色が塗られているだけで、対策が無いのであれば、避難場所として「計画されていた公園」があれば良いのに、とも思えます。

この計画案でも「方針」や「方向性」ということは記載されていますが、現実的にはできない、具体的にどうするかがわからないと思います。文章に記載しても実行しない、現実にならないのであれば、文章を入れ替えたり修正しても意味がないのではないのでしょうか。字句や文言の修正のみを審議するのではなく、方針を現実的に考える、具現化するということを考えないと意味がないのではないのでしょうか。

ちなみに、石海地区公園の計画はもう消えているのでしょうか。

事務局： 消えてはおりません。

鳥井委員： であれば、計画を定め、駐車場の位置や植樹する木まで決めてから既に 10 年以上経っていることになります。

井口委員： 今のお話の関連で道路について申しますと、沖代線から東、姫路市に接続する道路の整備計画について、10 年程前に地権者に説明までされているが、その後整備はされていません。石海地区の公園の話も同じで、「計画だけはある」という状態になっているのではないのでしょうか。

事務局： 今回の審議会は構想について審議いただいております。具体的な実施にあたっては、10 年間の構想に基づいて 3 か年ごとの実施計画を作成し、それに基づいて次年度の予算計上を行っています。石海南公園の計画は現在も生きたまま残っていますが、太子町全体の財源計画、その中での優先度も検討する必要があります。現実の問題として、現在は総合公園に財源を投資していますので、その終了後、一人あたり公園面積などの国の方針も踏まえたうえで、順次公園整備をしていくことになろうかと思えます。石海南公園につきましても、現在は未着工ですが計画自体は残っていますので、場所も最終決定はしていませんが、第 5 次総合計画においても計画として生きた状態で残ります。

本審議会では構想を議論いただいておりますが、この構想をうけまして実施計画を作成し、その計画によりまして予算措置を行っていく、ということであり

廣橋会長： ただ今の事務局の説明で、大体の方向性は皆さんつかんでいただけたかと思えます。町の将来の方向性を示すビジョンを策定し、それに沿って、次の段階で実施計画が作成され、実施できるところから具体化する、ということだと思えます。

鳥井委員から提起された点は重要な問題で、「空文になるのではないか」との懸念は皆さんお持ちのことと思えます。財源の問題も絡みますので、本審議会ではビジョンについて審議していただき、それに沿って実施計画が定められるとの理解で、次に進めさせていただきたいと思えます。

では続きまして、「政策 8：産業の活気あふれるまちづくり」の審議に移ります。事務局の詳細な説明を求めます。

事務局： 政策 8 は産業分野でして、農業、商業、工業それぞれで施策を持っています。まず農業分野ですが、施策名を「美しい田園景観を維持する」としています。本町に限らず全国的な問題ですが、農業に従事する方の高齢化が進み、遊休農地の増加が課題となっています。その中で、農業を行っていただく、遊休農地を少しでも減らすためにどうすればよいか、という点から計画案を検討いたしました。

まず農業が「業、なりわい」として魅力あるものでなくてはならない、その

ためには生産性の向上ですとか、土地基盤の整備、作業しやすい農業環境づくり等を進める点が一つあります。また今日的な課題で申しますと、環境に配慮した農業、技術習得支援や情報提供による担い手育成等によりまして、農業振興を図ろうとしております。また細施策2に「美しい田園景観の維持」としまして、遊休農地の活用を挙げています。細施策3では地産地消の推進を挙げています。農業に対する切り口としては、土地のハード面、人に対する事業など、様々な分野からの切り口があるかと思いますが、それらをこの施策にまとめ、方向として「美しい田園景観を維持する」ということを挙げています。

次に商業の関係について説明いたします。本町の場合、沿道サービス業を中心に多くの店舗が出店しています。計画では町内商業者への支援等を挙げていますが、これに関しては、太子町商工会が様々な事業を展開されています。そこで町としましても、商工会と連携しまして、資金融資や経営相談、販売促進などの技術的な支援を行いたいと考えています。

あと昨今問題となっているのが、消費者行政の問題です。この点も本施策でうたっているのですが、消費者保護につきましては県など関係機関と連携し、相談体制を充実させるなど、保護の充実に努めることとしています。また、消費者が自主的に取り組んでいる活動、例えば環境問題への活動などの支援も、計画に挙げております。

次に工業についてですが、よく工場誘致が言われますが、そこで問題となるのが、「ではどこに来ていただくのか」との議論です。用途地域上、工業ができる「工業地域」は、本町では東芝所有地のみであり、他事業者にとっての受け皿が現在はありません。工業団地を作るということではなくて、土地利用として工業地域を見直すことが必要ではないか、と考えています。また用途地域上の「既存不適格工場」が存在します。今、存在していることは問題ないのですが、本来はそこに工場があるのはふさわしくない、というものでして、そういった既存不適格工場の受け皿ともなる、工業地域の設定等を計画で挙げています。

細施策2の町内企業の振興につきましては、先ほどの商業と同様でして、商工会と連携しながら、町内工業の振興を図ろうというものであります。

廣橋会長： ただ今の説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたら承りますので、よろしくをお願いします。

特にご質問、ご意見が無いようですので、続きまして「政策9：自治と連携による力強いまちづくり」の審議に移ります。事務局の詳細な説明を求めます。

事務局： では政策9につきまして、「参画と協働の推進」から説明させていただきます。122ページの基本的な方針のうち、1行目から3行目までに概要を記しているのですが、参画と協働によるまちづくりを進めるため、まず情報、ニーズを住民と行政が共有する、次に、住民の皆さんに企画に参ずる、「参画」をしていただき知恵を出し合う、さらに「協働」によって力を出し合う、この3ステップによって参画と協働の推進を図ろうとしています。

まず第一段階の「情報、ニーズの共有」ですが、住民の皆さんの声、ニーズを聞くこと、また行政が行っていることを皆さんに知っていただくこと、この両方が必要です。これに関する取り組みを進め、住民と行政がお互いの「思い」の共有を図ることとしています。

次に住民が参加するシステムを整える必要があります。審議会ですとかパブリックコメント、意見交換会などの充実を図ろうとするものであります。

次のステップの協働の推進につきましては、皆さんに参加していただけるような意識への働きかけ、ボランティアの育成、仕組みづくりをしていこうと考えています。

最後にコミュニティ活動の支援についてであります。この点の「現状と課題」につきましては、第2回審議会の際に、地域福祉で記述していた現状と課題と置き換えるということで、その点をまず修正いたしております。

自治会などの地域コミュニティを、地域自治を推進する上で欠かせない存在と位置づけ、住民の積極的な参加を促すこととしています。あと「共助」体制の確立は、福祉分野でも出てまいりましたが、「共に支え合う体制」の確立を図ろうというものであります。また活動促進として、指導者の育成等も行うこととしています。

施策2は「太子町『行政力』のパワーアップ」としてあります。「行政力」という言葉はなじみが薄いかもしれませんが、我々行政が住民の皆さんに行政サービスを提供できる能力、ニーズある事業を実施できる財政力、組織が機動的に動くことが出来る組織力、そういった行政が持っている力を「行政力」として表現し、そのパワーアップを図っていこう、というものであります。具体的には計画の進行管理、財政基盤確立、職員能力の向上などになり、また、行政改革と密接に絡む分野でもあります。

まず「計画的な行政運営」としまして、必要な行政ニーズを把握し、そのニーズを踏まえて計画的に事業を進行していくこととしています。その際には当然財源の裏づけを図る必要があります、裏づけとなる財源を確保するため、財政力の強化を図っていく、ということが、細施策3の「財政基盤の確立」で挙げております。

細施策4では「行政の改革の推進」を挙げました。町においては「第4次新行政改革大綱」に基づき改革を進めており、組織の合理化、職員の能力開発によりまして、人材面・組織面でのパワーアップを図ろうというものであります。

順が前後するのですが、細施策2の基本事務1において「役場庁舎の改築」を挙げています。役場庁舎については今から20年前の「第3次太子町総合計画」から挙げられているのですが、財政問題、総合公園や文化会館など他事業を整備する中で、庁舎改築が未着手で残った状態となっております。第5次計画の期間中に整備しようとしている庁舎は、行政サービス提供の拠点であるとともに、防災拠点、住民の皆さんが交流できるような拠点となるような庁舎としたい、と考えています。

情報化の問題ですが、都市部ではなく地方にあってこそ、情報化によるスピードアップは大きな武器になると思います。情報化の推進を図ろうというものであります。

廣橋会長： ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問がございませんでしょうか。

古賀委員： この政策では、参画と協働の推進と、太子町「行政力」のパワーアップという2つの事業があるのですが、このうち「参画と協働の推進」は今後の最も重要なテーマであり、本当の意味でこれを実現させることが、新総合計画の大きな目玉になると思います。

その中で、123 ページの基本事務 2 「住民ニーズの把握」において、「住民と行政が対話する機会を拡充するとともに、町民提案箱や定期的なアンケート調査など、住民ニーズの把握に努める」とありますが、懇談会や直接対話の要素をより強調していただければ、と思います。また 124 ページの基本事務 1 に「自治会など地域コミュニティ」との文言がありますが、これは言葉としておかしいのではないかと思います。というのは、自治会と地域コミュニティは同一ではなく、地域コミュニティにある組織が自治会ですので、この文言を再検討していただきたいと思います。例えば、現状と課題に「自治会や婦人会などの既存地域団体で、加入率低下、地域単位での解散など、機能の弱体化が懸念される」とありますので、この部分をクローズアップし、「自治会や婦人会など地域コミュニティの運営を扱う既存組織」や「地域団体」という言葉を用いればよいのではないのでしょうか。その方が、現状と課題が描く姿と結びつき、意味が明瞭になると思います。

次に「施策 2: 太子町『行政力』のパワーアップ」についてですが、町も財源の関係から、職員数の削減や一人あたり事務量が増加している、という現状を記されています。それをうけて、「町に求められる役割を果たすため、スリムで機動的な役場組織の構築、職員能力の向上」とうたわれていますが、「住民と行政による役割分担」を付け加えてはいかがでしょうか。「町に求められる役割」の前に、民との役割分担を追記してはどうかと思います。

あと、行政の専門用語なのかもしれませんが、「行政評価システム」「地理情報システム」の言葉の意味がわかりませんでした。総合計画は住民も読まれるものですので、注釈をつけられたらよいと思います。

事務局： まず、「住民と行政が直接対話する機会」についてですが、現在でも懇談会を行っており、文章の「住民と行政が対話する機会」の中に「懇談会」も要素として入っております。そこで、例示的に「懇談会など住民と行政が直接対話する機会」としたいと思います。

次に用語の解説ですが、これは追加させていただくとともに、他に同じような事例がないか、精査させていただきます。

廣橋会長： 古賀委員に伺うのですが、先ほどのご意見は、「自治会など地域コミュニティ」という文言の使い方がおかしい、とのご指摘でした。「コミュニティ」というのは「共同社会」という意味で用いられていますが、あなたが捉えられている「地域コミュニティ」とはどのようなものなのでしょうか。

古賀委員： 「コミュニティ」とは「共同体」など、形が無く、ある意味「漠然」としたものだと思います。そういった漠然とした概念の中に、「自治会」などの組織があるのであって、両者は「イコール」ではないと思います。一方は「組織」であり、もう一方は「範囲、概念」であるとも言えます。

事務局： 計画案の文章が足りないのではないかと感じています。地域には自治会や婦人会、ボランティア団体、NPOなど多くの組織があり、それを総称する意味で「自治会など」と書き出しているのですが、文章を改めて、「自治会など地域コミュニティを構成する組織」とすれば、古賀委員のご指摘も踏まえた表現になると思いますが、いかがでしょうか。

古賀委員： それでいいと思います。

事務局： もう一点、「『町に求められる役割』」の前に、住民と行政の役割分担を追記

してはどうか」というご意見についてですが、民と公の役割分担は重点課題「参画と協働のまちづくり」においても記載していることであり、今後 10 年間で図っていくべきこと、と考えています。現実に町が果たすべき役割について、住民と行政の役割分担をうけて変化する部分があると思いますので、「町が果たすべき役割」の前に、「民と公の役割分担をふまえ」との趣旨の文章を追記したいと思いますがいかがでしょうか。

古賀委員： 「民と公」とおっしゃいましたが、「公」の概念が変わってきており、今までは「公＝行政」であったものが、現在では「公」の中に民も入ってきている、「新しい公」というものが生じています。ですから「民と公」ではなくて、「行政と民」なり「住民と行政」という表現の方が良いと思います。

廣橋会長： 他にご意見ございませんでしょうか。

無いようですので、事務局におかれては、各委員より出された意見を踏まえた対応をお願いします。

では、これにて審議を終了したいと思います。第 2 回から第 4 回までの審議会を踏まえて、十分に審議していただけたものと考えますので、「諮問第 2 号：第 5 次太子町総合計画案について」に対する答申を行いたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

廣橋会長： では今から、答申案の作成を事務局をお願いいたします。異議が無ければ答申することといたしますので、それまでの間、暫時休憩いたします。

[暫時休憩]

廣橋会長： では会を再開いたします。まず事務局より報告があります。

事務局： 事務局より 1 点、文言を改めたい点がありますので、ご了承いただきたいと思います。127 ページの細施策 4 の名称ですが、原案の「行政の改革の推進」では「の」が重複しているため、「行政改革の推進」に改めさせていただきたいと思います。

廣橋会長： 細施策の名称について、「の」の重複を改めるとの報告でした。

続きまして、諮問第 2 号「第 5 次太子町総合計画案について」の答申案が出来ましたので、お配りします。内容について、事務局より朗読をお願いします。

事務局： (答申案朗読)

廣橋会長： 事務局より朗読のあった答申案について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ご意見、ご質問が無いようですので、この案をもちまして答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

廣橋会長： では町に答申を行いますので、ここで暫時休憩といたします。

[暫時休憩]

7. 答申

諮問第 2 号 第 5 次太子町総合計画案について

(平成 21 年 10 月 15 日 太企画第 472 号)

(会長より町長へ答申。一部意見を付したうえで、町が諮問した計画案は適当であると判断するもの)

8. 町長あいさつ

ただ今、廣橋会長より答申をいただきました。今次の総合計画案は、職員によって作成させていただいたわけですが、審議会委員の皆様におかれては、長時間にわたって慎重なご審議を賜り、答申いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

7 項目についてご意見をいただいたわけですが、この点につきましては再度精査し、計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

来年度から 10 年間は、「第 5 次太子町総合計画」に基づきまして、住民の皆さんが安心して安全に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

今後ともよろしくお願い申し上げます、お礼のあいさつとさせていただきます。

9. 閉会

廣橋会長： これをもちまして、第 4 回太子町まちづくり審議会を閉会いたします。皆さんには終始、熱心なご審議を賜りありがとうございました。会の進行を事務局にお渡しします。


事務局： 廣橋議長の議事進行により、本日予定していました案件は、全て終了いたしました。「第 5 次太子町総合計画案」は、12 月議会に上程させていただく予定であります。委員に皆様には長時間にわたりましてご審議を賜り、誠にありがとうございました。

(閉 会)

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

平成21年12月3日

署名委員

鳥井文博 

首藤正典 